

「第4期丹沢大山自然再生計画(素案)」に関する意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和4年10月19日（水曜日）から11月18日（金曜日）まで

2 意見募集の結果

提出意見数 82件（38人）

[意見の内訳]

区 分	延べ件数
ア 計画全般について	11
イ 主要な施策と構成事業について	68
ウ その他	3
合 計	82

[意見の反映状況]

区 分	延べ件数
A ご意見は計画案に反映しました	20
B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています	41
C ご意見は今後の取組の参考とします	10
D ご意見は計画案に反映できません	7
E その他	4
合 計	82

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
1	19-22	3-2	イ	<p>神奈川県を取り組みは、混交林化やシカ管理との連携について、全国的に進んでいると思います。ただ、環境に変重していて、産業の視点が抜けているのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、木材生産では「自伐型林業」、里山域における、キノコ栽培や原木生産、タケノコ生産と竹林管理など、小規模な取り組みについて言及されていないことが気になります。</p> <p>神奈川県は巨大な予算とそれを実行できる職員がいるので、計画規模が大きくなっていると思います。しかし、県民の税金を直接投入しなくても、里山域や山地域において生活費の足しになるような活動を支援することも必要なのかなと思いました。</p>	B	<p>地域における小規模な取組についても、自然資源を活かすなど丹沢大山の自然再生につながるものについては、「特定課題Ⅲ地域の再生」の取組の中で支援していくこととしています。</p>
2	31	3-3-2	イ	<p>A「間伐材など県産木材の有効活用を促進しながら」 B「森林資源の活用」と同列にしているが、Bの意味は皆伐による木材搬出が含まれているのか？もしそうだとしたら、少なくともその際に配慮すべき事項は明示すべきでないか。</p>	D	<p>「森林資源の活用」には、皆伐による木材搬出も含まれていません。なお、主伐を行う場合は、林地の保全に配慮しつつ、素材生産の生産性も考慮した小面積かつ分散的な皆伐又は択伐をおこなうことを基本としており、事業の実施時に注意喚起していきます。</p>
3	31	3-3-2	イ	<p>「森林資源の活用による持続的な森林管理に向けた森林整備」の意味について。</p> <p>つまり林野庁の推進する、林齢分布を均質化する、いわゆる「若返り」を暗示しているのではないか。</p> <p>水源環境税でも、県民合意をうやむやにししながら、森林再生課が「木材の有効活用」を無理やり押し込んだ手法と合致する。これは自然環境政策ではなく、チップや補助金によって一部業界だけを潤している産業政策であり、特別会計には似合わない。</p> <p>そのため、自然環境保全課だけでなく、県の総意として「持続的な森林管理」の定義を明確にするべきである。</p> <p>「若返り」が目的となると、無理に高齢林を伐採すると災害を誘発するなど、森林の公益的機能が低下するだけでなく、土壌分解により二酸化炭素の定着以上に排出が増えることは、歴史的・科学的に証明されている。</p> <p>林野庁施策を鵜呑みにした林業優先の施策ではなく、神奈川県らしい「自然環境や生物多様性に配慮した森林管理」を目指すべきではないのか。そのほうが、納税している県民、さらには首都圏等都市近郊の住民にも理解されるのではないか。</p>	A	<p>「神奈川県らしい『自然環境や生物多様性に配慮した森林管理』を目指すべき」というご意見については、「山地域」の将来像（P23）において「多様な生きものが生息する森林」を目指す姿と記載していますが、「第4期計画の方向性」では「生物多様性保全」の用語が不足しているため、ご指摘にそって「水源かん養機能や土壌保全、生物多様性保全などの公益的機能を発揮させるため・・・」と記載するようにします（P23、P31）。</p>
4	43	3-3-8	イ	<p>丹沢大山の登山道の整備や道標の新規設置など、ここ何年かでとても良くなっていると思います。「水源税を使い整備しています」の案内も税金を納めている県民としては見える化の効果で実感します。この意見募集の趣旨とは異なるかもしれませんが、女性登山者として1番困るのはトイレ。特にヤビツ峠のトイレ。多くの登山者がバスを降り歩き出す前にトイレへ行きます。建物は立派で数も有ります。しかし使用不可のテープが貼られ中に入ることができなかつたり、使用数の制限があったり。冬期は使用不可になったり。仮設トイレが設置されていることありますが数は少なく、女性にとっては利用し辛い設置場所。登山者だけでなくチャリダーやランナーにも人気のヤビツ峠。神奈川県自慢の山の玄関口に通年使用可能なトイレの設置を!!</p>	C	<p>ヤビツ峠のトイレについては、水源が井戸しかなく、降雨の状況等により地下水位が変動し、水源の確保が厳しい環境ではありますが、安心してご利用いただけるよう、ご意見も参考にして適切な維持管理に努めてまいります。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
5	31	3-3-2	イ	端的に、まず人工林の整備！あのままにしないで、まずは間伐から！人手を集めて、そこにお金をかけてください。特に三ノ塔のピーク手前に広がる、野放しのヒノキ…全くヒノキらしからぬ姿であることを、県の方々は把握していらっしゃるだろうか？あれは10年20年のうちには倒れて、災害の引き金になる。また、あの景観は見る人が見れば、「丹沢って、こんな場所あるんだな…行政は何か手を打たないのかい？わかってないんだね」と言われてしまいます。市民として、春・秋に植樹、草刈りなどいろいろやっていますが、行政のテコ入れ…今こそ必要なときです。丹沢には素晴らしい溪畔林が広がり、生き物たちの住処も豊かです。でも、麓では鳥獣被害も。これを抜本的に改善するためには、山に実野のなる木々を植えること、人工林を間伐して、光を入れ、下草を繁茂させることです。頑張りましょう！	C	ご指摘の場所は、おそらく水源の森林づくり事業における水源協定林の場所であると推察されます。ヒノキの枯れている等の状況については、把握しており、今後、必要な整備を実施してまいります。
6	31 43	3-3-2 3-3-8	ア	先ず丹沢大山自然再生計画につき、過去から現時点まで具体的になにがどの程度再生されたかが分からない。 1. 人工林は管理が行き届かず荒れ放題。 2. 登山者が多く集まるヤビツ峠のトイレは建物自体は立派でも個室や水道すら満足に使えず、簡易トイレを並べて対処。 3. 神奈川県民の水源税はどこに使われてるのか？疑問が湧く。 学識者や県職員の方々は実際どこまで現地を視察して計画案を作成されているのか？ 上記3件を第4期の素案に加え、丹沢大山を拠点とする活動団体の現地に精通した方々の意見を尊重して頂きたい。	B	現時点まで具体的にどの程度再生されたかという点については、P5～13で各特定課題の〔取組と成果〕でまとめています。なお、ヤビツ峠のトイレについては、水源が井戸しかなく、降雨の状況等により地下水位が変動し、水源の確保が厳しい環境ではありますが、安心してご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。
7	37	3-3-5	イ	多様な植生がシカによって失われるということですが、狩猟によって個体数管理を行うのではなく、生息域を増やしたり、それでも生息密度が高くなってしまふ場所では、雌の避妊対策を行うなど、生命の尊厳を守りつつ、シカに負担がかからない方法で対策をご検討いただければ幸いです。	D	奥山域と山地域におけるシカの個体数管理は、生物の多様性保全を目標にして、シカの過密化により植物が消失するなど他の生物への過度の影響がある場合に行っています。また、県内のほぼ全ての山域にシカが生息している状況下においては、シカの生息域を広げるのではなく生息環境を改善する取組などを通じて対策を行っています。なお、避妊対策は生態系への影響や、野生鳥獣に対して避妊措置を行う実行面の観点からも行う考えはありません。
8	42	3-3-7	イ	丹沢で、年二回春秋の植樹活動を20年以上行っているNPO法人丹沢自然保護協会。植樹には県職員、社会人、学生など多くの人々が参加しています。山の崩壊地などに、ミヤマヤシャブシ、ブナ、カツラ、シオジなど多種目の木、いずれは枯れてしまうハンノキなどの肥料木も植樹するのですが、それらの植物は全て丹沢で育てている、丹沢産の苗です。また、実りの季節にドングリに依存するツキノワグマなどは、実りの悪い食料不足の年は、町に出て人間とのトラブルを起こしています。そのために、実の成る木を植樹します。一種の実の成る木が枯れても、その実に依存する動物達の食料が補えるよう、いろいろな実の成る木を植樹し、動物達が影響を受けないようにしています。他の団体から、丹沢に生息するツキノワグマの糞から発芽させた苗、ウワザミザクラ、ミヤマザクラなどを譲り受け植栽しています。この様な、質の高い自然保護活動が全国の見本となるよう働きかけて下さることを神奈川県に要望します。	B	「各特定課題の取組を推進するための協働・普及啓発」において、自然再生委員会を通じた連携や県民協働の枠組みを通じた連携の施策のなかで、ご意見の取組が行われています。ご意見を踏まえて、引き続き事業を行ってまいります。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
9			ア	<p>ニホンジカ、ツキノワグマ、ブナ、ブナハバチ、カシノナガキクイムシ、サガミジョウロウホトトギス、ヤシャイノデ・・・。自然の健康状態の指標or手がかりとして継続して使用することに意味はあると思うが、あまりにそれらだけをもとに、（50年前の高度成長期の計画を盲目的に実行しようとするどこかの公共事業の如く）十年一日の議論で再生計画を進めているのではないか。極端な言い方をすれば原因はシカとハバチとキクイムシと大気汚染だけを悪者にして議論しているかのようにさえ聞かえる。</p> <p>貴課が十分にご承知のように、自然は数えきれないほど様々な命（人間も含めて）がつながって成り立っている。その中の“代表的”指標を追いかけしているのだろうか、それらは本当に依然として代表的なのだろうか。ご承知のように自然災害が多発し、温暖化も進んでいる。文科省・気象庁が公表した「日本の気候変動2020」によれば神奈川県も2010-2020年の間に気温は実測値で1℃近く上昇し、猛暑日は約0.2日増加している。大雨の回数が増える一方、降雨量の減少傾向も報告されている。</p> <p>これだけの大きな変動があれば、自然界の生き物たちにも大きな変動が起きているのではないかと予想するのは難しいことではない。丹沢大山の以前からの代表格の数だけを追いかけていてよいのだろうか。一つの生き物の増減はその命を支えている、繋がりのある多くの他の生き物の増減でもあるわけで、今追いかけている生き物以外の方が自然の健康状態の指標として感度が高い、あるいはより重要な指標になっているかもしれない。モニタリングの継続だけでは捉えられていないかもしれない。</p> <p>本計画では“便宜上”4つの景観域に分け、それぞれに多くの事業が含まれているが、その個々の事業からの単発的情報をもとに議論しているのではないか。「近年数を減らしている、増えている」とか「目撃情報がある」とか、「情報収集している（する）」ではなく、もっと広範で定量的な科学データを提示したうえで計画案を提示し、県民と議論をすべきだと思うが、それが出来ていないのはそのデータが不足しているからであろう。丹沢大山の現状をあらためて把握するため“総合調査”を再度実施すべきと考える。</p> <p>似た考えが「現状では他事業に付随して希少動植物の情報を収集しており、定期的に生息状況を把握できている種が少ないことから、体系的な調査が必要である。」(p11)と示されているが、希少動植物に限った項であるのはなぜか。きわめて違和感を覚える。腰が引けているとしか言いようがない。上述したように、そして貴課ならば当然ご承知のように、自然とは多数の命のつながりで成り立っているのだから、全体的な調査、総合的調査が必要なのではないか。前回の総合調査（2004～2005年）から20年近くが経とうとしている。調査の実施に前回同様2年、調査の計画立案と体制準備に1～2年かかると思われる。次期計画（本案）に総合調査について何も触れられていないということは、どんなに早くも次々回によりやく計画し、実施はさらにその先になると予想できる。つまり調査実施はあと約10年先。その間に日本の、世界の気候変動はさらに進むだろう。客観的データを残していかなければ丹沢大山の自然がなぜ変わってしまったのか、変わっていくのか、どう対処していけばよいのかの議論さえできない、言い換えれば根拠のないその場しのぎの議論しかできない状況になると危惧する。PDCAを回すということは、“結果の検証（Check）、計画の見直し（Action）”（末尾の用語集）まで確実にを行うということである。今からこの次期計画（本案）に次期中の総合調査実施を盛り込めるならばそれがベスト。それが叶わぬなら、まずは次期計画（本案）に総合調査実施の必要性を述べ、そのための準備作業を事業の一つとして開始する旨を追記すべきである。</p>	C	<p>前回総合調査（2004-2005年）の結果を基にして県に提言されたのが「丹沢大山自然再生基本構想」であり、その構想を基に県の実行計画として2007年に「丹沢大山自然再生計画」は策定されました。事業の実施とともに様々なモニタリングを行い、計画改定時にその結果を反映させて新しい事業を立ち上げたり見直したりして順応的に計画は改定されています。</p> <p>自然再生計画は県の実行計画であり、基本構想にそってブナやシカ、サガミジョウロウホトトギス等の丹沢の表徴種や絶滅危惧種について、総合調査以降も県は継続して調査しています。これらは貴重なデータです。まずは蓄積されたモニタリング結果を横断的にとりまとめ、これまでの再生事業を検証、総括することが重要と考えます。そういう視点に立って、第4期計画の新たな事業として、「自然再生委員会との協働による自然再生事業の検証」（P46）を設定しました。</p> <p>新たな総合調査については、こうした検証も踏まえ、自然再生委員会においてその必要性も含めて議論するものと考えています。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
10	44	3-3-8	イ	<p>どの位の数の登山者がどのルート歩いているのか？を知ることは公園施設充実に観点から重要だとは思いますが・・・</p> <p>カウンターの設置は、もう随分前からやって来た施策ですよね？</p> <p>そろそろ施策の効果を出すべき時期なんじゃないでしょうか？</p> <p>設置した機器の不具合で施策の効果が上がらない？</p> <p>人数確認のため、都度、一々、人が山に登り（カウンターの読み）を確認する？</p> <p>どうしても自前の設備で登山者数をカウントしたいとしても、無線でカウンターを読むなんてこと・・・今時、イージーなんじゃないですか？</p> <p>更に言えば、ルート別登山者数なんぞのデータは、自力で集めなくて既に世にあるんじゃないですか？</p> <p>例えば、YAMAPのGPSデータの利用などは検討されましたか？</p> <p>（勿論、YAMAPデータが万能だとは申しませんが、同社は神奈川県警と協定を結んでいる位の信頼すべき相手です？）</p> <p>勿論全量調査ではないですから、数値にある種の偏りはあるかも知れませんが、独自に集めた情報とすり合わせて見れば、利用目的に合致したデータである事が解るんじゃないでしょうか？</p> <p>なんでも独自にやらんと満足できない！って時代じゃないですか？</p> <p>是非、目的に合った外部データの利用をご検討下さい。</p>	C	<p>これまでの登山者カウンターは誤作動や欠測が多く、正確な登山者数を把握することができませんでした。令和3年度から新規に導入したカウンターにより精度高く登山者数を測定できるようになりました。それでも丹沢全域での正確な登山者数を把握することに限界もあります。いただいた意見を参考にして、今後の業務の改善に努めてまいります。</p>
11	43	3-3-8	イ	<p>お陰様で入込客数の多いルートは大変歩き易くなって来ました。</p> <p>しかし乍ら、人工物は必ず継続的な維持管理作業を必要とするのも事実ですから、新たな維持管理の担い手（登山道補修活動協定締結相手）を発掘するための努力は不可欠だと思います。</p> <p>「県が管理する歩道」は手が入り大変歩き易くなったことの裏返しで「県が管理する歩道以外の登山道との整備格差が大変大きくなって来た」とも言えるのではないのでしょうか？特に、国有林内の登山道、利用させて戴き大変有難いのですが、一般登山者に取り、彼我の違いは明確ではなく「丹沢の登山道は良く手入れされていて大変歩き易い！」の延長で国有林内の作業道に足を踏み込み、こんな筈じゃなかった～！って状況に陥り、遭難寸前！なんて事例が出て来ているような気がします。ここでは国有林内作業道を例に取りましたが、神奈川県が管理する歩道に隣接している他県所管登山道も同じこと？是非、この辺りの格差の是正に尽力して戴きたいと思えます。</p>	C	<p>県として引き続き登山道の整備を行うとともに、パークレンジャー等を通じた登山者のマナー等の普及啓発も行っていきます。また、県所管外の登山道については、関係機関と情報共有を図り、改善策を模索していきます。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
12	43	3-3-8	イ	<p>『自分のゴミは持ち帰りましょう』運動は登山者の間には、それなりに定着して来たんじゃないでしょうか？でも、油断は大敵！啓蒙を続けましょう。但し、山に入っているのは登山者だけじゃないんで、この辺りへの対応も継続不可欠です？</p> <p>更には、「昔、地面を掘って埋めたゴミが地表に出て来る」問題や、廃屋撤去問題等々新たな課題も出て来ましょう。</p> <p>ここでは少し観点を変え、登山道施設更新に伴い発生する「ゴミ問題」を取り上げます。</p> <p>丹沢には丸太を鉄杭で止めた階段工が沢山あります。材木は時間が経てば当然に朽ちますから、「更新」の要が発生します。では、撤去された古い階段工の材はどうなっていますか？</p> <p>殆どは現場に投棄されているんじゃないでしょうか？</p> <p>（景観問題はさて置き）木材はいずれ朽ち果て、土に還るんでしょうが・・・鉄杭は残ります。これが登山道脇にゴロゴロ！これ新しい「ゴミ」問題では？（石砂山・雨山・大山の唐沢峠上・・・彼方此方、思い当たります！）</p> <p>鉄杭・ボルトナット・鉄線・カスガイetc。そう、丹沢は遠からず鉄の山！出来る範囲で回収はしているんですが・・・重い～！なかなか全量回収って訳には行かないのが現状です？</p> <p>で、更新工事の請負契約の一項に『撤去した廃材の回収』を加えて戴けないかお願いします。その分、請負金額が増すのは必至ですが・・・ゴミの撤去費用として已む無しか？とは思いますが・・・如何？</p>	B	登山道の更新工事においては、木材や鉄杭、金物等、再利用できるものは再利用し、再利用できないものは工事終了後に回収するようにしております。今後は、撤去廃材の回収をより徹底するよう、努めてまいります。
13	43	3-3-8	イ	<p>拝見するに、トイレの「新設」は一段落って感じですか？確かに充実して来て『助かります』って声を良く聞きます。有り難うございます。</p> <p>（後は、大山見晴台辺りに一か所新設があれば更に有難いんでしょうが？）</p> <p>ここでは「学校における『山岳トイレ利用はタダじゃない』教育」をお願いしたいと思います。</p> <p>大山山頂の公衆トイレ：集団登山で訪れた小学生ご一行様、先生の「トイレ行っといで～！」の声でバラバラ・・・どなた様も・・・チップ塔など見向きもせず。</p> <p>先生も纏めてチップ投入の気配、更々なし！</p> <p>自然教育の一環でもケッコウ！誰かが何かの序にでも言わなきゃ・・・「山岳トイレ利用はタダじゃない！」って！「チップをお願い～！」って。</p> <p>この子たちが、大きくなる迄丹沢の自然を守りたいし、大きくなってからは彼等彼女らがその後の丹沢の自然を守ってくれるんでしょ！？</p>	B	山岳トイレのチップについては、協力をお願いする看板の設置やチップ箱の視認性を高める等、回収率の向上に取り組んでいます。引き続き山岳トイレのマナーの認識を広めるために、特定課題Ⅷ「自然公園利用のあり方」の「自然公園利用に関するマナー等の普及啓発」の施策で、利用者や学校関係者への普及啓発を図るとともに、県民協働の取組を通じた普及啓発を推進します。
14	33	3-3-3	イ	<p>丹沢の自然再生について、ご尽力感謝申し上げます。</p> <p>ヒトの営みを含めた様々な関係性から生じる因果はどこまでも複雑で、明確な答えなどないということが計画書で読み解けました。ただそれも、単純な自然気候ではなく、日本そして神奈川の豊かな自然だからこそと思っています。</p> <p>また意見としましては、里山の保全については、薪や炭などのエネルギーや香草や果樹などの食物など、本来の里山の資源活用の上で成り立ってきた自然状態であることから、広葉樹林の資源や面的な活用方策も検討していただくとありがたいです。</p>	B	里山域に広がる旧薪炭林のクヌギ・コナラ林の利活用はナラ枯れ対策や野生動物被害対策においても重要であることから、特定課題Ⅲの「地域の再生」における施策「地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援」で検討、実施していきます。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見 番号	ページ	項目	意見 区分	意見(全文)	反映 区分	県の考え方
15	39	3-3-6	イ	<p>神奈川県レッドデータブック植物2022が発刊されたところだが、絶滅種が増加している。 一度絶滅した種を蘇らせることは不可能であるため、情報収集とモニタリング、保全は必要であると考えている。 近年は遺伝子解析によるAPG分類により、別科・別属または別種と判断されている事例も多く、体系が大きく変わってきた。種の多様性は人類が存続するためにも必要であることは一般的に認知されていると言いつてもいいが、人類に直接役立つ薬品となることもあり、自然環境に興味が無い人にも認識を持っていただきたいと考えている。 そこで、「丹沢山地での希少種リストの作成」において、 1 種の選定を丹沢山地の植物に詳しい方々と共に行う、またはレッドデータブックに従い決める。 2 分布情報を丹沢山地の植物に詳しい方々の情報を伺い、希少植物生育箇所を一元管理する。 3 一元管理する担当部署を2を行う前に決める。 4 今後、希少種リスト内の植物のモニタリング情報（新産地、既存生育地の個体数）を反映させていくことが重要であるとする。 5 上記3のモニタリング情報の統一を図ることが必要。 6 必要に応じて保護増殖事業を行うことも検討する。 このような体制づくりが非常に重要であるとする。 これはウチョウランやサガミジョウロウホトトギス等の鹿の食害との関連性の無い植物においても同等に扱うべき内容である。 宮ヶ瀬湖の金沢林道にしか生育していないメタカラコウ（宮ヶ瀬ダム竣工で生育地が消失）についても同様である。 林道脇の斜面から崩落した湿り気が多い土砂にしか生育していない状況であることは何度も確認している。 しかし、林道という場所柄、通行の安全に配慮した維持管理を行うと、土砂の撤去が必要となり、メタカラコウの生育地が無くなることも分かっている。 上記のように種により抱えている環境は様々であり、これを保全できる体制づくりにも今後尽力していただきたい。 これ以上、人類により絶滅する種が無いように是非とも御検討いただきたい課題であると考えています。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>	B	<p>「神奈川県レッドデータブック2022 植物編」の作成にあたっては、県自然環境保全センターの職員が編集委員会の一員となり、丹沢山地内の絶滅危惧種の状況等について情報提供した経緯があります。 また、丹沢からの絶滅が危惧されるヤシャイノデについては2008年に胞子培養し、その苗を2015年に現地に植え戻して継続観察しているところです。 今後も博物館等関係機関や専門家と協力して、希少動植物の情報収集に努め、保全のあり方について検討していきます。 なお、丹沢大山に係る指定植物の見直しにあたっては、レッドデータブックが2022年に発刊されていることから、そのデータと既往指定植物の一覧を基にして、専門家の意見を聞きながら作成してまいります。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
16	37	3-3-5	イ	シカ管理捕獲の業務にあたっている者です。 イノシシ等の捕獲許可も頂きたいです。 シカの捕獲業務をする際に、イノシシや熊が出てくる場合が有ります。 これらの野生動物は、普段山に登る場合は逃げてしまうので問題は無いのですが 狩猟(捕獲業務)では、猟犬やハンターを襲う場合があります。 頭数管理の対象はシカということも承知しておりますが、 怪我を避けるために、イノシシだけでも少数で構いませんので許可を頂けると助かります。 現状、犬の怪我が多くGPS等の装置もイノシシとの格闘で紛失し 借り物の為それを探したりと安全面、効率面が悪いです。 怪我をする猟犬、人間を減らすため シカの捕獲をもちろん前提として イノシシ数頭の捕獲許可も出して頂けると業務が捗ると思われまます。	C	シカ管理捕獲中にイノシシが現れた場合の安全策については、関係する部署や団体と連携し、第13次神奈川鳥獣保護管理事業計画、ニホンジカ管理計画、イノシシ管理計画も踏まえて改善策を検討します。
17	6	1-2(1)ア	イ	「高標高域人工林ではシカの高密度・・・」とあるが、これ以外に「広葉樹林への転換」を加えるべき。	A	高標高域の人工林については、広葉樹林化の可能性を視野に、まずは混交林に誘導していく必要があると考えています。ご意見の趣旨にそって修正しました。
18	7	1-2(1)イ	イ	「また、下層に広葉樹が・・・センサーカメラにより・・・」に“センサーカメラ”とあるが、“希少種”や“外来種”の項では“自動撮影カメラ”と別の表記方法になっているので統一した表記にする。また“センサーカメラ”という言葉を用いるのであれば「用語集」に説明を入れるべき。	A	「自動撮影カメラ」に統一します。
19	7	1-2(1)イ	イ	「間伐材の搬出・・・ICTも導入・・・」とあるが、“ICT”は一般的な言葉ではないので日本語に置き換えるか、または注で説明した方がよい。	A	「ICT(情報通信技術)」に修正します。
20	8	1-2(1)ウ	イ	「カシノナガキクイムシによるナラ枯れ・・・」に“ドングリを餌とする動物の動向も把握する”を加えるべき	B	「特定課題Ⅴ シカ等野生動物の保護管理」の「(4)野生動物の保護管理手法の検討 ②ツキノワグマ被害防除対策の検討」において、自動撮影カメラによる動向の監視や餌となるどんぐり類の豊凶調査をすることとしています。
21	9	1-2(1)エ	イ	「丹沢在来ヤマメが生息・・・、形態解析と遺伝子解析を行った・・・」とあるが、2つの解析結果を記載して「形態解析と遺伝子解析を行った結果、○○ということが把握できた。」と結果を記載すべき。	A	「丹沢在来ヤマメが生息する可能性のある河川でヤマメを採捕し、形態解析と遺伝子解析を行った結果、酒匂川水系において丹沢在来ヤマメが生息する可能性が高い支流を6河川特定した。」という記載に修正します。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
22	10	1-2(2)ア	イ	“過疎化・高齢化が進んだ地域では、野生動物の被害を防ぐ力の減少している”ことを記載すべき	B	「1-2(2)ウ 地域の再生」の「課題」では、「里地里山の保全が今後も継続して行われるためには、活動団体の高齢化などによる人手や活動資金の不足を解決する必要がある」と記載しています。
23	11	1-2(2)イ	イ	「サガミジョロウ・・・発見した（P40コラム参照）。」とあるが、P40にコラムがない。	A	コラム「丹沢固有種サガミジョロウホトトギスの新産地を発見」を掲載し、同種の最新情報を紹介しました。
24	12	1-2(2)ウ	イ	「生物多様性に配慮した緑化については・・・」について、すでに緑化に用いられた外来種もあるのでこれについても触れるべき。	D	外来牧草を用いた緑化は一般的に行われていますが、本計画では、外来牧草によらない手法など生物多様性保全に向けた緑化工法の試行を位置付けています。
25	13	1-2(2)エ	イ	「自然公園利用にあたっての・・・、関係団体・機関に配布した。」とあるが、利用者に届いているとは思えない。配布方法等を検討すべき。	C	「自然公園利用ルール・マナーガイド」は、自然公園の利用者が訪れるビジターセンターなどに配布しており、引き続き、配架場所や配布方法等を工夫して利用者に届くよう努めてまいります。
26	13	1-2(2)エ	イ	「ビジターセンター利用者への・・・、若年層へのアピールが必要である。」とあるが、何をアピールするのが読み取れない。	A	「・・・20歳代以下の利用者の割合が低調であることから、若年層へのビジターセンターの魅力の発信が必要である」に修正します。
27	15	2-3	ア	コロナ対応のために開始を1年遅らせたのであれば、終了も1年延ばして5年間にしては、4年間で成果の評価まで出来るのか。	D	関連の深い第4期水源環境保全・再生実行5か年計画や並行して策定を進めているニホンジカ管理計画等の終了期間と合わせて4年としています。本計画については、4年間の取組について、これまでの成果と合せて評価したいと考えています。
28	18	2-5(2)	ア	「営場跡に植栽して森林づくり（創出）」とあるが、草地環境（その環境にしか生息できない種がいる）は生物多様性の豊かさを構成する一つなので、あえて森林に戻す必要がない（環境を維持すべき環境）。	A	「創出」の分かり易い事例がないため植樹の例を持ち出して写真の下に注意書きを付けましたが、わかりづらかったため、さらに説明を加えました。 なお、事例では営場跡に植栽活動によって森林を再生する活動をしてはいますが、必ず営場跡を森林にするための活動をするということではなく、現場の状況、経緯などにより様々な対応が考えられます。他にも創出の事例としては、河川改修によって失われた水辺環境の再生や、水田跡を工場利用する際のビオトープの創出などが考えられます。
29	19	2-6	ア	どれがP・D・C・Aに当たるのかわかりにくいので、図の表記方法を変更しては	A	ご指摘を踏まえて、計画のサイクルとP・D・C・Aとの対応がわかるよう図を修正しました。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
30	20	3-1(2)	ア	「基本構想・・・います。5年間という計画期間・・・」とあるが、15ページにおいて「4年間」としているのが矛盾が生じている。	A	丹沢大山自然再生計画の計画期間は5年としていますが、第4期計画は、例外的に4年となるため、その旨わかるように本文を修正しました。
31	21	3-1(7)	ア	「将来にわたって自然再生の・・・、県民や関係市町村等と議論し、知見を共有します。」とあるが、「関係団体と学識経験者」も加えて議論すべき。	A	持続可能な自然再生のあり方については、多様な主体とともに議論していく必要があると考えられるため、ご指摘のとおり修正しました。
32	28	3-3	イ	「IX各特定課題の取組を推進するための協働・普及啓発（3）2神奈川県立ビジターセンター等との連携による自然再生活動の推進」とあるが、「神奈川県立のビジターセンター 指定管理者募集要項」および「神奈川県立のビジターセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」には自然再生活動の推進に関する表記がないので実行力がない。	B	ビジターセンターが日常的に行っている普及啓発や情報提供等の活動であり、引き続き連携を図ってまいります。
33	39	3-3-6 3(1)⑤	イ	「希少動植物・・・、市民科学者に協力を仰ぎます。」とあるが、市民科学者という言葉は一般的ではないので他の言葉に置き換えるか、または、注で説明を入れる。	A	丹沢では自然再生の取組よりはるか以前から市民科学者が重要な役割を果たしてきたため、言葉の説明を巻末の用語集に加えました。 なお、市民科学者とアマチュアは異なります。アマチュアはプロの対義語ですが、市民科学者には職業としない専門家も含まれています。
34	41	3-3-7 3(1)③	イ	[3自然観察プログラムを活用した外来種の普及啓発の取組] 「自然環境保全センター・・・、アメリカザリガニ釣りを通して・・・。」とあるが、1施設でのアメリカザリガニ1種だけでは不十分。	C	まずは、身近な外来種であるアメリカザリガニ釣りを体験することをきっかけに、身の回りに生息する外来種に気付き、その問題について考えてもらうことをねらいとして、引き続き普及啓発の取組を進めてまいります。
35	43	3-3-8 3(2)①	イ	[（2）自然公園利用に関するマナー等の普及啓発 1かながわパークレンジャー・自然公園指導員等による普及啓発活動] 「パークレンジャーや・・・、県民協働の取組を通じた普及啓発も推進します。」とあるが“県民協働の取組を通じた普及啓発も推進します”の意図・意味するところが不明瞭。	E	自然公園を適正に維持し、自然環境保全再生を図ることは、行政による登山道の整備や維持管理等の取組だけでは困難です。登山道の補修や清掃活動等、県民と協働による活動を通じて、一人ひとりに自然公園の適正利用や自然環境保全再生の重要性について考えていただく機会を提供していくことも普及啓発の一環であると考えております。
36	46	3-3-9 3(3)②	イ	[（3）協働・普及啓発の活用 2 神奈川県立ビジターセンター等との連携による自然再生活動の推進] 「神奈川県立のビジターセンター 指定管理者募集要項」および「神奈川県立のビジターセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」には“団体等の活動拠点”に関する表記がないので実行力がない。	B	ビジターセンターは、実態として丹沢大山で様々な自然再生活動に取り組む団体等の活動拠点となっています。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
37	44	3-3-8 3(2)②	イ	[2 神奈川県立ビジターセンター等を拠点として普及啓発活動] 「(3) 2神奈川県立ビジターセンター等との連携による自然再生活動の推進」とあるが、「神奈川県立のビジターセンター 指定管理者募集要項」および「神奈川県立のビジターセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」には「マナー等の普及啓発に関する表記がないので実行力がない。	B	ビジターセンターは、実態として日々の活動の中で自然に親しむ際のマナー等の普及啓発に取り組んでいます。
38	45	3-3-9-1	イ	[1 第3期自然再生計画の取組・成果・課題の概要] 年2回横浜で開催されているフェスティバルに再生委員会としてブースを出して、丹沢を知らない県民層に普及啓発を行ったことを記載。	B	ご意見をいただいた活動は、P45「②重点 団体等との協働による自然再生の取組の推進」に他の多くの活動と合せて含まれています。
39	45	3-3-9-2	イ	[2 第4期自然再生計画の方向性] 「神奈川県立のビジターセンター 指定管理者募集要項」および「神奈川県立のビジターセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」には“ビジターセンターを自然再生活動に係わる協働と普及啓発の拠点”に関する表記がないので実行力がない。	B	ビジターセンターは、実態として丹沢大山における自然再生活動に係わる協働と普及啓発の拠点となっています。
40	46	3-3-9-3(3)	イ	[(3) 協働・普及啓発の活用] 自然環境保全センターとビジターセンターの3施設だけでの県民に対する再生計画のPRは不十分。県政総合センター・博物館・市町村の施設・各種イベントなどとの連携を記載する。	C	丹沢大山自然再生で協働・普及啓発の取組のコアは自然環境保全センターとビジターセンターですが、自然再生委員会を通して市町村や関係団体等と連携しており、さらに県政総合センターや博物館の活動とも様々な機会を捉えて連携していきます。
41	37	3-3-5	イ	丹沢に生息する貴重なツキノワグマの捕殺を早急に禁止すべきである。 またイノシシやニホンジカ捕獲のためのくくり罠に謝ってツキノワグマが架かり状況から捕殺に至るケースがある。 この様なくくり罠によるツキノワグマ錯誤捕獲を防止するため、くくり罠の設置見直しを強く希望する。 使用禁止が望ましいが、実施困難な場合で長径12cm以下で徹底するなど厳格な規制を訴えたい。 丹沢に生息する貴重なツキノワグマを是非護っていただきたい。	A	クマの対策は、奥山に戻すことを目的に、追い払いや防除対策を行うことを基本としています。それらの対策を行っても、人里に出没を繰り返す場合などに捕獲を実施し、奥山への学習放獣を実施しています。また捕殺については、人里への執着が強い個体で人身被害の恐れが高いと判断される場合や、錯誤捕獲時における緊急的事態においてやむを得なく実施しています。人命に係る事故は絶対に発生させてならないための苦渋の対策であることをご理解願います。 くくり罠の使用について、現時点での鳥獣保護管理法等関連法令上、禁止とする措置は出来ませんが、設置者においては錯誤捕獲に留意し、規制を厳守するよう、第5次ニホンジカ及びイノシシ管理捕獲計画案に『ツキノワグマの錯誤捕獲の防止』の項目を盛り込み、今後も周知と指導を徹底していきます。 こうした点を踏まえ、P38の「②ツキノワグマ被害防除対策の検討」の中に「錯誤捕獲の防止」の記述を加えました。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
42	37	3-3-5	イ	昨今鹿のくくり罠によるクマの錯誤捕獲が増え、対策強化が求められます。括りワナは12センチ以内を、箱わなは天井が開けられものの徹底を明記し、猟友会への徹底や現場での管理をよろしく願っています。	A	くくり罠の設置においては錯誤捕獲に留意し、規制を徹底するように、第5次ニホンジカ管理捕獲計画案に『ツキノワグマの錯誤捕獲の防止』の項目を盛り込みました。くくり罠の規制については、鳥獣保護管理法等関連法令に沿って、適切に指導を行っていきます。こうした点を踏まえ、P38の「②ツキノワグマ被害防除対策の検討」の中に「錯誤捕獲の防止」の記述を加えました。なお、天井が開けられる箱わなは、クマが抜け出せることを学習し、箱わな内の餌に執着する恐れがあることから、県として率先的に使用を推奨することは現時点で検討しておりませんが、引き続き情報収集を行っていきます。
43	37	3-3-5	イ	再生計画ではシカの個体数調整に重点が置かれています。天敵の狼絶滅のため、人が駆除の形を取る必要はあると思いますが、現在のようにくくり罠設置の緩和で他の野生動物に被害を与えるようでは意味がありません。技術を持つ専門チームをつくり、動物愛護に違反しない方法で確実な駆除を行なってほしいです。そして野生動物たちの我が家である森林にくくり罠を仕掛ける事は禁止にすべきです。田畑の被害防止は野生動物への攻撃の前に電気柵など防御を充実させてほしいと思います。	B	くくり罠の使用について、現時点での鳥獣保護管理法等関連法令上、禁止とする措置は出来ませんが、設置者においては錯誤捕獲に留意し、規制を厳守するよう、第5次ニホンジカ及びイノシシ管理捕獲計画案に『ツキノワグマの錯誤捕獲の防止』の項目を盛り込み、本計画にも記載を追加しました。今後も周知と指導を徹底していきます。なお、鳥獣被害対策にあたっては、捕獲のみに頼らず、電気柵設置などの防除も組み合わせて実施しており、今後も充実と普及を図っていきます。
44			ア	自然の再生を森林の再生から考えるられているように感じました。広葉樹林はネットワークを作って助け合っているのが、全体が弱っていると思われませんが、素案にもあったように様々な要因があるでしょう。山の自然は50万年動植物が作ってきたバランスで成り立っていたはずですが、これ以上の衰退を防ぐには川も土も動植物もなるべく元の姿に戻すことではないでしょうか。土が酸性に傾いて木が弱っているから木灰を撒いて中性に戻す、殺虫剤など元からなかった化学物質はつかわない、熊は沢山いたのだから増やす工夫をする、川魚が遡上できるようにコンクリートを取り除くなどです。山奥の再生もすぐやるべきです。少しずつやっていたら間に合わず、滅びてしまうかもしれません。	B	丹沢の生態系の健全性を取り戻すのは、大変時間がかかる取組ですが、自然再生には特効薬はありませんので、自然再生委員会と連携しながらより良い方向に進めていきます。
45	41	3-3-7	イ	(1) アライグマなど外来種にたいする記述があります。これらを駆除することはもはやむづかしいことと思われます。大きい実害が無いのであれば、もはや受容するという対応でよろしいのではないのでしょうか。人間に対する実害としてはヒルがとても厄介だと思っています。	D	アライグマは、外来生物法で特定外来生物に指定され、希少な生物の捕食など生態系への影響が懸念されているほか、農作物の食害や人家侵入等の被害も深刻化しています。このため、丹沢大山地域においてその生息を受容することは困難であり、引き続き、市町村と連携して監視と早期の捕獲に取り組んでいきます。またヤマビルについても、県民が被害にあわないための情報提供や集落周辺の草刈りなどの対策への支援を行っていきます。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
46	44	3-3-8 3(3)②	イ	（２）登山者の丹沢オーバーユースが問題と記述あります。 これもあきらめる、でよるしいのではないのでしょうか。既に登路の木道化は十分なされていると思います。これを抑えることは東京都の人口増加を抑える施策をすることと同じと思います。「太陽光パネルで発電した電気で動作する登山者カウンターを設置して、正確な登山者数を測定する」なんて書いてありますが、ヘンです。	D	自然公園の利用について考え、適切に登山道の整備や維持管理を行っていく上では、検討の基礎となるデータとして、各山城における登山者数をできるだけ正確に捉えることは重要と考えております。
47	37	3-3-5	イ	（３）ツキノワグマの誤捕獲→捕殺に関する記述がみあたりません。 毎年誤捕獲・捕殺の事件が1件は起こってしまうようです。貴重な40頭といわれるツキノワグマの命が失われていきます。 原因のひとつとして、くくり罠の短径12センチメートル規格があるかもしれません。今、野に設置されているくくり罠を長径12センチメートル以下におきかえるよう徹底させることは出来ないのでしょうか。	A	くくり罠の規制につきましては、鳥獣保護管理法等関連法令に基づき、捕獲実施者に対して厳守するよう引き続き指導を行ってまいります。こうした点を踏まえ、P38の「②ツキノワグマ被害防除対策の検討」の中に「錯誤捕獲の防止」の記述を加えました。 なお、くくり罠の直径の計測方法につきましては、鳥獣管理法施行規則及びその運用に係る環境省自然環境局野生生物課長通知に沿うこととしており、同省における検討結果に沿って対応してまいります。
48	43	3-3-8	イ	私は県からの委嘱による自然公園指導員4年目の○○○○と申します。 自然公園指導員としては主に大山近辺を巡視の場所としており自然公園連絡会にも所属して登山道の補修活動にも参加経験があります。日ごろの巡視活動や登山道の補修活動を通じて感じていることを投稿させていただきます。 私は県立高校生時代から山登りが好きで山岳部に所属し丹沢・大山に親しんできました。近年は大山に登ると外国人の登山客も多く見られるようになりました。大山は東京にも近く自然が豊かでケーブルカーを利用することで2時間弱で頂上に登ることが出来るため、下社から本道を登る登山客が多く見られます。下社からの本道はヤビツ峠からのいたつみ尾根や見晴らしからの雷の峰尾根と比較すると傾斜がきつく岩に足をかけて登り降りするところが多く見られますが、登山道の定期的な補修が行われているとは感じられません。他の登山者の方から聞いた話ですが、本道は阿夫利神社の管理下のため、民間の山岳同好会グループが登山道補修をすることが出来ないで登山道の整備が進まないとのことでした。これが事実がどうか分かりませんが、いずれにしても最も人が多い本道の歩きにくさは他のルートを歩いた経験のある方々の認めるところではないかと思えます。事実、11月号の山と溪谷の雑誌の記事の中にも昨年の神奈川県山岳遭難は増加傾向にあり、大山近辺では本道での転倒事故や疲労による歩行困難といった事例が多く報告されているとのことでした。 今後コロナ禍による制限の緩和に伴い外国人登山客の増加が予想されることから、大山本道の下社から頂上間の登山道整備の促進を問題点としてあげたいと思えます。登山道の整備とともにこの間は休憩できるベンチもありませんので併せてベンチの整備も必要と感じます。外国人の登山客は軽装で気軽に登る傾向がありますので、安全管理のため春秋の登山シーズンには下社の登山道入り口鳥居付近で登山客への指導と監視の必要性も検討すべきかと思えます。安全で外国人の方にも安心して登れる親しみのある大山になっていただきたいと思えます。	C	ご指摘の通り、下社から十六丁目までの本道は県で管理する歩道ではありません。そのため、県で整備することはできませんが、関係者と情報共有してまいります。 また県が管理する登山道については、ご意見も参考に今後とも適切な整備と管理に努めてまいります。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
49	35	3-3-4	イ	計画の随所に挙げられている土壌保全に関して、特に「3-3-4 特定課題 溪流生態系の再生」について意見を述べます。森林土壌保全による溪流への土壌流入防止対策については、土中環境の保全の視点からも検討する必要があります。砂防堰堤や林道の側溝などの人工物によって、土中の水脈が遮断され、土中の水と空気が停滞し、土中環境が悪化している可能性があります。堰堤や側溝等の人工物を今更やめるわけにはいかないと思うので、人工物によって土中の水脈がどう変わっているのかを把握した上で、土壌保全を検討する必要があると考えます。 これは「特定課題 ブナ林の再生」「特定課題 人工林の再生」等においても同様です。	E	森林が持つ水源かん養機能のモニタリングを継続して行っており、こうした調査等から得られる知見を参照しながら、引き続き土壌保全対策に取り組んでまいります。
50			ウ	先ほど意見を送信するときに気づきましたが、「意見等記入欄」には素案の中で使用されているローマ数字が入力できないとのことです。意見送信で使用できない文字が計画の中で使用されているのは不都合があるので、計画の見出しの表記方法について御検討をお願いいたします。	E	ご不便をおかけして申し訳ありません。ご指摘の事項は、意見募集システム管理者に伝えてまいります。なお、本計画は第1期計画から特定課題についてローマ数字を使用しています。章節項のアラビア数字と区分するためにも、引き続きローマ数字を使用する必要があります。
51	30	3-3-1 3(2)	イ	(2) ブナ林（奥山域自然林）の衰退原因の低減対策 ブナを枯らしている主因であるオゾンの低減対策について記載すべきである。現在継続されている丹沢におけるオゾン等の観測状況や気象データに基づいての分析を行うとともに、具体的なオゾン減らすための積極的な施策について、記載すべきである。	D	オゾン単独の影響ではブナは枯死しないものの、光合成阻害などによる成長低下を引き起こすことが報告されています。丹沢山地ではオゾン濃度は短期的には緩やかな減少傾向にありますが、その原因は分かっておらず、今後の動向も不明なため、引き続き県内の研究機関等と連携し、大気・気象データに係る情報を共有しながら、ブナハバチ等の衰退要因とあわせてモニタリングしてまいります。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
52	33	3-3-3 3(1)	イ	<p>3-3-3 地域再生 地域住民、農業協同組合、森林組合、市町村など地域関係者が主体となった鳥獣被害対策への技術的な支援～住民の生活に影響を及ぼす野生動物の出没など地域特有の課題に応じた森林整備などの実施を支援します。</p> <p>【意見】 野生鳥獣の農作物被害を抱える地域の各自治体は、人手不足で対策に大きな負担がかかっていることから、ぜひ技術支援を積極的にお願したい。 その際にご考慮頂きたい点について、意見を述べさせていただきます。 ◆シカ、イノシシ捕獲のためのくくり罠の設置方法、設置場所等の改善 近年、シカ、イノシシ捕獲のための足くり罠にツキノワグマが錯誤捕獲される事例が増加しています。 力の強いクマがくくり罠にかかった際の再放獣は、興奮したクマが暴れてワイヤーから手足が抜けたり、自らの手足を引きちぎって逃走し、付近にいる人間が襲われる可能性があり、極めて危険性が高くなります。 その危険は、見回りにあたる猟友会の方、放獣作業に従事する専門業者や自治体職員、逃走後に興奮したクマに出会う可能性がある地域住民やハイカーなどが想定されます。 また、人に出会わずにクマが逃走したとしても、万一罠で手や足を失っていた場合、うまく木に登ることができないため、その後エサがうまく採れず、人里の農作物などに被害を及ぼす可能性があります。神奈川県でも過去に錯誤捕獲、捕殺されたクマがすでに手の一部が欠損しており、過去にもくくり罠にかかっていた事例がわかっています。 こうしたことから、くくり罠による錯誤捕獲は、できる限り起こさないようにすることが最善であり、未然防止のための対策をしっかりとる必要があります。 被害対策、人への安全を考える上でも大変重要だと思います。</p>	A	<p>くくり罠の設置においては錯誤捕獲に留意し、規制を徹底するように、第5次ニホンジカ及びイノシシ管理計画案に『ツキノワグマの錯誤捕獲の防止』の項目を盛り込みました。 引き続き、設置者に対して錯誤捕獲の未然防止について指導と普及を行っていきます。P38の「②ツキノワグマ被害防除対策の検討」の中に「錯誤捕獲の防止」の記述を加えました。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
53	33	3-3-3 3(1)	イ	<p>くくり罠による錯誤捕獲防止対策 (1) くくり罠の直径を最大（短径、長径共に）12cm以内とする。 現在、直径12cmの規制はあるものの、長径は20cmなどの状態で設置されております。錯誤捕獲を減らすために、ぜひ規制強化の実現をお願いいたします。 大日本猟友会会長からR3年度の環境省野生動物小委員会で意見書が提出されており、わたしもそのご意見に賛同いたします。 一般社団法人大日本猟友会 会長 佐々木洋平 意見書一部抜粋 (R3.3.3.) ◆「くくりわな」の直径の計測方法について くくりわなは、人身事故の防止やクマ類の錯誤捕獲防止等のため、輪の直径は12cm以内とすることとされているが、現在のその計測方法は「短径」が12cm以内とされ、現実には長径が20cmを大きく超える楕円形のわなが多く設置されている。 その結果、クマ類の錯誤捕獲が全国的に多発している他、昨年4月には山菜取りに行った婦人、2013年には岐阜県での子供、2019年には大分県で草刈作業中の男性等々の人身事故が発生しており、早急な対応が必要である。 「くくりわなは、本来の趣旨に基づき、早急に最大径12cm以内とすべき。」</p> <p>(2) くくり罠の設置場所や時期について、クマ捕獲の可能性が高い場所、時期を避けるよう設置者にご指導、ご支援をお願いいたします。 また、農地や集落周辺など、放獣作業が困難な場所での設置を可能な限り避けていただきたい。 過去にツキノワグマによる錯誤捕獲や被害、出沒実績がある場所においては、錯誤捕獲の可能性が高いため、実績のある時期にイノシシ、シカのくくり罠（箱罠も）設置を避けるようご指導いただきたい。 特に、8月後半から11月前半にかけては、クマが越冬前の脂肪蓄積のために、エサとなる木の実などを求めて広範囲を移動し、人里近くへ下りてくる時期にあたります。 周囲にクマの餌となる広葉樹や果樹がある場所では、クマの錯誤捕獲の可能性が高まります。くくり罠の設置場所や時期を吟味することで、錯誤捕獲の軽減が図れると思います。 クマの里への出沒は、丹沢山地などの自然林の木の実の結実状況が影響します。県で行っている豊凶調査などの結果を被害対策にも生かし、周辺自治体にも情報共有していただけますようお願いいたします。</p>	A	<p>くくり罠の直径の計測方法につきましては、鳥獣管理法施行規則及びその運用に係る環境省自然環境局野生生物課長通知に沿うこととしており、同省における検討結果に沿って対応していきます。 くくり罠の設置場所や時期について、画一的に場所、時期を避けるように指導するのは困難ですが、クマの出沒情報に基づき、錯誤捕獲が発生しないよう、設置者に対する注意喚起に努めていきます。こうした点を踏まえ、P38の「②ツキノワグマ被害防除対策の検討」の中に「錯誤捕獲の防止」の記述を加えました。</p>
54	37	3-3-5 3(2)	イ	<p>(2) 山地域での森林整備とシカ管理の連携 山地域での森林整備において、お願いがあります。 急峻な地形で表土も薄くシカが侵入しづらい場所では、比較的、シカの食圧が抑えられ植生が保たれていた場所がありますが、水源林等の森林整備のために、作業経路が付けられることにより、シカが容易に侵入するようになり、その後シカの食圧で林床植生が一気に衰退、土壌流出を起こし表土も失われような現場を東丹沢で多く見してきました（宮ヶ瀬湖周辺・ハチガ沢、堤川沿いなど）。 シカの侵入が困難な急峻な地形では、森林整備は行わない、シカの侵入を助長する経路は作らないでいただきたく、お願いいたします。</p>	B	<p>ご指摘の場所は水源の森林づくり事業による現場と推察しますが、平成25年度より水源林整備事業において、広葉樹林整備については伐採はできる限り行わず、主に土壌保全対策や植生保護柵により植生の回復を図る整備を行うことの方針転換しています。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
55	38	3-3-5 3(4)	イ	②ツキノワグマの被害防除対策の検討について クマの農作物や果樹被害の軽減のために、誘引物となる放棄果樹の伐採や集落周辺の藪の刈り払いは大変重要であると思います。 ただ、自治体の人出不足、土地所有者が地元不在で遠方に在住していたり、土地所有者の把握、承諾が取れないなどで、誘引物が明らかになっても、その後の対応が困難な状況があります。マンパワーも不足しております。 果樹伐採、藪刈り払いなどの環境整備を地元任せにするのではなく、円滑に被害対策を進めることができる仕組み作りが必要だと思われまます。 地主不在の土地の環境整備をどうするのか、ご検討をお願いいたします。 実際の作業にあたりましても、県はじめ、農協、森林関係の各種団体、民間団体含めて幅広い機関が協力して実施できる体制づくりをご検討いただきたくお願い申し上げます。（具体的なことが記載できず申し訳ありません）	B	地主不在の土地の環境整備については、土地所有者が遠方に在住している場合や高齢などで実施が難しい場合でも承諾の確認が取れば、地元住民だけでなく、市町村、JA、県等が協力できるよう調整し伐採やヤブ刈りなどを行っています。その際、大学や専門学校などの学生に呼びかけ、協力を得て作業を行うこともあります。今後も関係機関が協力してクマの被害防除対策に取り組んでまいります。
56	31	3-3-2 3(1)	イ	藪の刈り払いについては、農地や集落周辺などでは野生動物対策として、徹底して行う必要がありますが、集落から離れた里山の雑木林、自然林での林床植生の刈り払いは、かえってシカのエサ場を作り、逆にクマの餌と広葉樹の育成を阻害したり、急峻な地形の場所では土壌浸食を引き起こすことにもつながるため、慎重な判断を求めます。	B	平成25年度より水源林整備事業において、広葉樹林整備については伐採はできる限り行わず、主に土壌保全対策や植生保護柵により植生の回復を図る整備を行うこととしています。
57			ウ	表記素案中に『山火事』『山火事が発生した場合の対応』について記載がないと思います(見落としていたら申し訳ありません)。 目新しい事象ではありませんが、昨今の海外での大規模火災や国内のニュースを見聞きしていると、丹沢も他人事ではないと感じます。 自然現象による過乾燥は増えていくでしょうし、山での喫煙者もまだまだ見かけます。山ごはんがブームになり火を使う登山者も少なくありません。 素案においては特に奥山城・山地域での課題にあたると思います。古くて新しい『山火事』についてあらためて注意喚起となる記載が必要だと思います。 その他の課題 ・ペット連れ登山 ・トレイルランニング	B	本文中への記載はありませんが、「3-3-8 自然公園の利用のあり方」の3(2)自然公園利用に関するマナー等の普及啓発のなかで取り組んでいきます。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
58	37	3-3-5	イ	<p>* 神奈川県で絶滅が危惧されているツキノワグマについて提言</p> <p>イノシシ、シカを捕獲目的とした括り罠にツキノワグマが錯誤捕獲され捕殺される事件が、過去3年で2件起きました。 2020年11月6日 松田町 イノシシ罠→捕殺 2021年10月14日 松田町 イノシシ罠→放獣 2022年8月15日 松田町 イノシシ罠→捕殺</p> <p>また、農水省のデータ(下記添付)によると、 https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/attach/pdf/index-12.pdf ツキノワグマによる農作物の被害は、イノシシやシカ、サルに比べ圧倒的に少ないものです。 しかし、錯誤捕獲で絶滅危惧種のツキノワグマが捕殺されるのは、あまりに理不尽かつ人間側の落度であり、人間がツキノワグマの保護に努力する余地が充分あると思います。 地元の方の話では、山には3本足の動物がいっぱいいると言うことです。これは括り罠から自力で脱出した証拠です。仮に括り罠を仕掛けるなら、毎日定期的に見回りをし動物を苦しめずに仕留める心構えがないのであれば、人間としては罠を仕掛ける資格はないと思います。動物虐待です。 以上の理由より、括り罠使用禁止を望みます。</p>	A	<p>クマの対策は、奥山に戻すことを目的に、追い払いや防除対策を行うことを基本としています。それらの対策を行っても、人里に出没を繰り返す場合などに捕獲を実施し、奥山への学習放獣を実施しています。また捕殺については、人里への執着が強い個体で人身被害の恐れが高いと判断される場合や、錯誤捕獲時における緊急的事態においてやむを得なく実施しています。人命に係る事故は絶対に発生させてならないことからの、苦渋の対策であることをご理解願います。 また、現在の法規制で、くくり罠を使用禁止することはできませんが、毎日の見回りルールの徹底や、錯誤捕獲が発生させないための周知に努めていきます。 こうした点を踏まえ、P38の「②ツキノワグマ被害防除対策の検討」の中に「錯誤捕獲の防止」の記述を加えました。</p>
59	31	3-3-2 3(1)	イ	<p>* 奥山の人工林について提言</p> <p>農作物の被害を減らすために、奥山の手入れが出来ない人工林、材木として搬出不可能な人工林の広葉樹林化を望みます。</p> <p>奥山は広葉樹林化し動物たちの棲息地に、里山を林業を営むための人工林とし、人間と野生動物の棲み分けが農作物被害の減少に繋がると信じます。</p>	B	<p>「①公益的機能を重視した混交林等への推進」において、奥山城と山地域の林道から遠い地域の人工林では広葉樹との混交林に向けた整備を行うこととしています。</p>
60	46	3-3-9 3(4)	イ	<p>丹沢再生計画は、これまでも改定する度に計画の検証と見直しを行っていると思うが、第4期計画では、P46にある「自然再生委員会との協働による自然再生事業の検証」として「自然再生基本構想」そのものの検証と評価が必要であると考える。その際は、P17の視点7を踏まえ、ぜひNbsの観点から取組全体の総合的な評価も試みてほしい。</p>	B	<p>当該事業において、これまでの自然再生の取組について総合的に評価、検証し、必要に応じて「自然再生基本構想」も見直していきます。</p>
61	8, 33	1-2(1) ウ, 3-3-3 3(1)	イ	<p>住民や登山者にとってヤマビルの問題は切実である。特効薬が無いことは承知だが、丹沢を巡る一つの課題として受け止めて出来る範囲でよいから対応を記述すべき。例えば、P8ウ地域の再生の「課題」に、山麓の住民を悩ませるヤマビル被害のことについて触れ、P33の「①【重要】地域主体の～支援」で、「～野生動物の出没やヤマビルの被害など地域特有の課題～支援します。」というように触れてはどうか。 野生鳥獣への対策は、やり方次第でヤマビルの対策にもつながるはずである。また、P43の下から2行目に「ヤマビルへの対応」とあるのだから、P13の自然公園の課題のところでも登山者等へのヤマビル被害についても触れるべきでは。 ヤマビルが扱い辛いことは、お察しするがスルーは、よくないと思う。</p>	A	<p>ヤマビルによる被害は、山麓に住む方や登山者を悩ませており、鳥獣被害対策などと合せて地域の課題として取り組んでいく必要があると考えます。ご意見のとおり、P8、P13、P33に記載します。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
62	31, 39	3-3-2, 3-3-6	イ	<p>希少動植物の保護</p> <p>近年のナラ枯れにより、ミズナラ、コナラ、クヌギなどのナラ類やアラカシなどのカシ類が大量に枯死しています。ナラ類、カシ類の堅類(ドングリ)は、クマにとって冬眠前の脂肪蓄積に重要な食物であり、その急激な減少はエサ不足により、里への出没や果樹被害につながる恐れがあります。里での防除対策を強化するとともに、クマの秋の食べ物となる広葉樹(ミズナラ、コナラ、ヤマボウシ、オニグルミ、アケビなど)を植栽(丹沢産苗)、不成績造林地等の人工林の広葉樹林化を一層進めていただきたい。クマのエサ不足の改善は、里への出没や被害対策につながります。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>	B	「3-3-2 特定課題Ⅱ人工林の再生 3(1)地域特性に応じた適切な森林整備の推進」の「①公益的機能を重視した混交林等への推進」において、奥山域と山地域の林道から遠い地域の人工林では主に広葉樹との混交林に向けた整備を行うこととしており、今後も引き続き整備を進めていきます。
63	31	3-3-2 3(1)	イ	<p>東丹沢、特に大山周辺は戦後に植えられた杉の人工林が多く、水源の森に戻すべき多くを伐採、自然林に戻し、また実のなる広葉樹など混合樹を植え昆虫をはじめ野生の哺乳類が生きていける環境に作り直して欲しいです。昆虫をはじめとする野生動物が豊かな水源の森を作る役割も果たしています。野生動物が安心して住める環境をつくり、まず人間社会と隔絶する事により、クマなどが人里に出てこないようにするのが第一だと思います。</p>	B	「3-3-2 特定課題Ⅱ人工林の再生 3(1)地域特性に応じた適切な森林整備の推進」の「①公益的機能を重視した混交林等への推進」において、奥山域と山地域の林道から遠い地域の人工林では主に広葉樹との混交林に向けた整備を行うこととしており、今後も引き続き整備を進めていきます。
64	37	3-3-5	イ	<p>野生動物を捕らえるくくり罠は非常に残酷でできるなら使用して欲しくないですが、増えすぎてしまったシカやイノシシを捕らえる為には致し方ないのかと思います。ただくくり罠の直径が短径が12cmまで、長径は規制なしでクマが錯誤捕獲されることが多く、暴れるクマを危険とみなし駆除されるのは納得がいきません。ツキノワグマは神奈川県では40頭いるかないかの絶滅危惧種に指定されています。クマがくくり罠に捕獲されないように径の規制を徹底して欲しいです。</p>	A	くくりわなの規格・基準については、設置者に対して厳守するよう指導を徹底し、錯誤捕獲の防止に努めていきます。P38の「②ツキノワグマ被害防除対策の検討」の中に「錯誤捕獲の防止」の記述を加えました。
65	33	3-3-3 3(1)	イ	<p>畑の農作物を野生動物から守るため、各農家の電気柵設置を義務化して欲しいです。また商品以外の例えば柿など野生動物が好む農作物は放置せず早めに取り込むなど各市町村が監視して廻り啓蒙活動をして欲しいです。</p>	B	「特定課題Ⅲ 地域の再生」の「(1)地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援」において市町村等への鳥獣被害対策の技術的支援や人材育成の支援をすることとしています。
66	33	3-3-3 3(1)	イ	<p>クマが山から人里に降りて来た時に人里との間に藪がないように緩衝地帯をちゃんと作って欲しいです。</p>	B	「特定課題Ⅲ 地域の再生」の「(1)地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援」において市町村等への鳥獣被害対策の技術的支援や人材育成の支援をすることとしています。
67	9	1-2(2)ア	イ	<p>「シカとニホンザルについて隣接都県との情報交換会を通して、各都県での生息状況や被害実態、捕獲等についての情報共有が図られ、都県境部での連携した取組の意識が醸成された。」について、「意識の醸成」からさらに「連携の仕組み」がよりいっそう推進されることを期待しています。</p>	B	シカ及びサル管理を進めるにあたって隣接都県との連携は重要になっていると考えます。第5次ニホンジカ管理計画、第5次ニホンザル管理計画に基づき、隣接都県との情報交換等から、相互に連携した取組を推進してまいります。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
68	21, 33	3-1(6), 3-3-3 3(1)	イ	P21「(6) 新たな課題への対応」の部分について、「また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れや森林病害虫による被害、新型コロナウイルス禍における登山や自然再生活動のあり方の課題にも対応していきます。」とあり、p33「3 ナラ枯れ対策の支援」の部分にも、「コナラ・ミズナラ等ナラ類やシラカシ・アラカシ等カシ類におけるナラ枯れ被害の対策について、県の作成した「ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に則って助言指導や技術的支援を行います。」とあるが、「ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を読んでも、具体的な対策が書かれていない。p9に書かれている内容では不十分ではないか。総合調査の中でも、全国的に広がるナラ枯れの研究と対策と、その効果検証など行ってほしい。	B	「ナラ枯れ被害対策ガイドライン」では基本的な方針を示しています。そのため詳細なものではありませんが、P5に対策手法を記載しています。ナラ枯れの研究や対策については、すでに全国で多数の先行事例がありますので、その成果を活用しながら、具体的な対策を実施するための助言指導や技術的支援を行ってまいります。
69	6	1-2	ウ	p6の堂平沢の30年の変化の写真に感動しました。長年の地道な取組みに、尊敬の念を抱きました。	E	堂平沢では、自然再生計画の取組を開始する以前から長年治山事業等が行われ、自然再生計画が始まってからはシカ管理捕獲や土壌保全対策等を集中的に実施してきました。こうした変化がみられる場所は丹沢のごく一部ですが、今後も自然再生委員会等と連携して取組を継続していきます。
70			ア	第4期丹沢大山自然再生計画（素案） 重要な計画であり、着実に進めていただきたいと思いました。	B	自然再生は大変時間がかかる取組ですが、「人も自然もいきいきとした丹沢」という将来像の実現に向けて、引き続き自然再生委員会等と連携して取組を進めていきます。
71	31	3-3-2	イ	私は時期が来たら、県猟友会でシカ管理捕獲等で丹沢山に入る事が有り、山を歩いていて思う事が。恐らく入っている区域は山地域だとは思いますが、スギやヒノキの森で下草が少なく感じます、森の木が詰まっていたり、枝打ちをしてないからか南側だけ異常に伸びた枝のせいで、曲がった木や折れた木、最悪の場合根っこから倒れた木も見た事あります。山の事はシロウトですが、水源の森の看板を山の中で見るからか、山があまり良い状態とは思えないです。切り過ぎは良く無いとは思いますが、定期的の間引きや枝打ちは必要と思います。丹沢山を遠くから見て、緑の山に見えますが、実際は偏った木や植物の山に感じます。ハイキング等するにも、もっといろんな植物があった方が楽しく歩けると思います。箱根の山は温泉や観光で他県でも有名ですが、丹沢山だって神奈川県のみならず、こんなに自然豊かだと思って自慢したいです。	B	計画を開始した平成19年度時点は、植生の乏しい手入れ不足の人工林が多くありましたが、間伐等の森林整備やシカ管理を進めてきた結果、植生の回復が見られるようになってきました。しかし、その植生の多くは、シカの嗜好性植物に偏っており、未だ回復の途上にあります。「特定課題Ⅱ 人工林の再生」において、引き続き人工林の森林整備とシカ管理の連携に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
72	31	3-3-2	イ	<p>3-3-2特定課題2「人工林の再生」において土壌保全対策の強化を要望します。</p> <p>理由) 本計画の基である丹沢大山自然再生基本構想の「人工林の再生」の冒頭は、「人工林の適正管理がなされたところでは、林床植生が繁茂し、土壌流亡が見られません。」と始まります（79ページ 2-2人工林の再生の方向（1）再生目標 1行目）。また第1期丹沢大山自然再生計画の山地域の再生目標では、人工林の荒廃化に伴う林床植生の衰退と土壌流出の拡大の現状に対する課題が多く示されています（34ページ 3.計画の基本的考え方 山地（人工林・二次林）域の再生目標と管理指標 問題・課題の項目）。</p> <p>これらのことから、人工林の再生において、優先すべき重要な森林整備は『林床植生回復』と『土壌保全対策』ということが理解できます。</p> <p>しかしながら、本計画ではその後、林床植生回復については、「森林整備とシカ管理の連携」として、重点的に取り組まれています。土壌保全対策については、残念ながら明記はされておらず、重点的な取り組みがなされていないような状況です。</p> <p>このまま土壌流出の拡大が進んでしまえば、たとえ管理捕獲によりシカの生息密度が低減しても林床植生の十分な回復は見込めません。事実、生息密度が低減しているにもかかわらず、回復傾向が見られない地域が確認されるなど、森林整備とシカ管理を推進すれば、林床植生は回復するという単純な構図ではなくなっています。その一要因に土壌流出の拡大が挙げられます。林床植生の回復が見られない土壌は雨滴浸食にさらされ続けることとなり、さらに土壌流出の拡大が進行するという悪循環に陥ってしまいます。</p> <p>したがって、山地（人工林・二次林）域における土壌流出拡大の進行状況を把握するとともに、より重点的な土壌保全対策が必要なのです。</p> <p>以上のことから、また奥山地域（高標高域）での土壌保全対策の効果が見られていることを踏まえ、以下のことを要望します。</p> <p>1. 間伐等伐採を伴う森林整備の際、植生保護柵の設置とともに、土留め工をセットで実施して、土壌流出の防止に努める（関連：3-3-2-3(2)丸1 32ページ1行目）</p> <p>2. 人工林および広葉樹二次林における土壌流出状況の測定や上記1で実施した土留め工の効果検証のためのモニタリング（3-3-2-3(4)丸1 32ページ）を行い、必要に応じた対策を検討する</p>	B	<p>丹沢の自然再生を進めるにあたって人工林の土壌保全対策は、大変重要と考えています。「3-3-2 特定課題Ⅱ 人工林の再生」の「2 第4期自然再生計画の方向性」において、「地域特性に応じた森林整備と整備に必要な基盤整備を進めます」と記載しており、この「森林整備」には土壌保全対策も含まれています。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
73	17	2-5	ア	<p>●各種モニタリング結果の公開について （対象ページ：17ページ 項目名：【視点6】情報の公開）</p> <p>第4期丹沢大山自然再生計画（素案）について目を通しましたが、良く練り上げられている内容と感じ、全面的に賛成したいと思います。</p> <p>ただし、モニタリング結果の公開について気になったことがございます。</p> <p>「モニタリング結果や事業の進捗状況などの情報を自然再生委員会や自然環境保全センターのホームページ、Twitter、事業報告会、生命の星・地球博物館等他機関との連携による企画展示などを通じてより広く情報提供します」とありますが、私の探し方（検索方法）が悪かったのか、ホームページから見つけることができませんでした。丹沢大山自然再生に関する施策を決めるために重要となるモニタリング結果を、ホームページのどこかに、まとまった形で掲載していただければと思います。もしかすると、そのようなページがあるのかもしれませんが、その場合、誰でも検索しやすくするため分かりやすいタイトルやタグのようなものを付けていただければと思います。再生計画の本筋から外れる意見かとも思いますが、モニタリング結果の公開など、私たち県民への情報公開も、さらに積極的に推進していただければと思います。</p>	B	<p>特定課題の取組とそのモニタリングの年次結果につきまして、自然環境保全センターのホームページ内の「丹沢大山自然再生ONLINE」に掲載しております。</p> <p>第4期計画期間においては、丹沢大山自然再生委員会と協働してこれまでの自然再生事業の取組とモニタリング結果を総合的に評価、検証してまいります（3-3-9 各特定課題の取組を推進するための協働・普及啓発 3(4)②自然再生委員会との協働による自然再生事業の検証）。それらの結果につきましても自然環境保全センターのホームページ等で情報発信していきます。</p>
74	20	3-1(2)	ア	<p>「第四期丹沢大山自然再生計画（素案）」に関連して基本的に県の作成した案に異論はございません。更に自然再生を強固に推進するために所感を述べさせていただきます。</p> <p>・第3章 3-1-（3）水源環境保全・再生施策との連携 の項目に「令和8年度の終了後を見越して長期的な視点に立った取組」とありますが、丹沢の山・森・動物保全再生は、その山から流れ出す、川＝水の問題と表裏一体のものであり、水の恩恵を受けている県民すべてにもっと山保全の重要性を認識してもらい、関心を持つ啓蒙活動が必要である、きちんと自分たちや、自分たちの次の世代に自分たちの出した資金からの恩恵が戻ってくることをもっとアピールするべきであると思う。それを見越しての税であること、また、その使われ方は無駄なく使われてほしい。森、山の再生は、長い年月をかけなければ効果を見ることが困難なものであることを、県民皆で認識できるように広報するべきと思う。</p>	B	<p>本計画の主要な事業は「水源環境保全・再生施策」の「実行5か年計画」にも位置付けられています。そのため、水源環境保全・再生施策と丹沢大山自然再生計画双方が連携して、引き続き様々な機会をとらえて情報発信、PRしていきます。</p>

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
75	24, 33	3-2(3), 3-3-3	イ	<p>・第3章 3-2-1(3) 里山(里地里山)域 短期的目標に「地域住民等による・・里地里山の保全活動等が活発化している状態を目指す」とある。当然、まず地元である地域活性化や地域住民の生活が安定発展することを目指すものと思っているが、神奈川県全体から考えると、里地里山に当たる地域で、農林だけに依拠して生活を営む人々は少ない現状がある。丹沢や、地元の山川森の重要性、良さに気づいて来た新たな他地域からの参入市民、参入団体、参入企業体の活動が、里地里山の保全に結果的に結びついていくことも大いにありうると、山間地域市町村と新たな団体を橋渡しする、また、初期に補助を厚くする、そういう制度的バックアップを厚くしていくべきと思う。よそ者にも補助があるのを見て、地域の良さを再認識して地域での保全活動が活発化するならそれでも良いわけで、森林資源を有効活用する、森林活動が活発化するも含め、丹沢の里地里山にまだまだ仕事もあり、生活もできる、地域が良いところである、と誇りをもって活動できる、県民への意識改革が必要である。方が一にでも山を無用の長物として買ってくれるという、外国人などに売却するようなことがないように、自治体はまず地域民に情報警鐘を鳴らすことをきちんとやってほしい。また、そうした事象を防ぐための方策や、資金的援助を保全のために確保する方策を立ててほしい。また、3-3構成事業一覧の 3 地域再生(2)-○1にある里地里山の保全・再生・活用、また3-3-3特定課題 3 地域の再生の3-(1)(2)にあるように地域ごとにサポートする活動団体が増やせるような現状発信に自治体、県は力を入れるべきと思う。補助団体に力がついてくれば、土地所有者を更に支援することもできると思うからである。</p>	B	里山城において地域住民等による鳥獣被害対策や里地里山の保全活動等が活発化している状態を目指して、引き続き、市町村や活動団体、土地所有者等と連携して里地里山の保全・再生・活用等に取り組んでまいります。
76	26	3-3	イ	<p>・第3章 3-3 特定課題ごとの事業計画 の中 事業一覧 2 人工林の再生にある(3)○1 県産木材の有効活用の促進。アイデア勝負もあるであろうし、公に問うて、森林資源を活用して資金源にできるものは利用して更なる再生の資にすべきである。</p>	B	引き続き、間伐材等の県産木材の有効活用を促進するとともに、県産木材製品の生産と消費拡大を推進していきます。
77	26	3-3	イ	<p>・第3章 3-3 特定課題ごとの事業計画 の中 事業一覧 2 人工林の再生にある(3)○2 林道の改良と作業道の整備、これがよく税金の無駄遣いといわれるところと思うのだが、もちろん災害に強い林道でなければ林業にも使えないのだが、一般車が入らないのであれば余りの余裕のある立派な道路をつくる必要はないのではないか、高標高域はブルドーザー道でよく、下流域はしっかり、等の検討をもっと無駄なく進めてほしい。その事業を請け負うのも地元優先でよい、地域で人材を育成していく必要に地元自治体はもっと心する必要がある。</p>	B	森林管理や森林施業のための車両が安全に通行出来るように舗装工事等の林道改良工事を地質や地形等を踏まえて実施しているところです。また、工事の請負業者の選定については、所管のセンターにおいて適切に実施していきます。
78	37	3-3-5	イ	<p>・3-3-5 5 鹿管理のことは、奥山域や山城の森林管理ともかかわってくるが、神奈川県の水源地としての山森川の管理につながっているため、鹿密度等の研究から必要な分は増やさない方策を進めてほしい。その鹿肉もどここの里山地域では食することができる、と、人間生活で活用させてもらえる方策もしっかりたて、地域が潤うように活用すべきと思う。</p>	B	第5次ニホンジカ管理計画に基づいて生物多様性の保全と再生や農林業被害の軽減を目指して、シカの保護管理に取り組んでまいります。その中で、地域の関係者が主体となって捕獲したシカを食肉や皮革等の地域資源として有効活用する取組も支援してまいります。

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	ページ	項目	意見区分	意見(全文)	反映区分	県の考え方
79	43	3-3-8	イ	・3-3-8 8 自然公園の利用のあり方3- (1) ○2、(2) ○1等に見られる、登山道維持管理補修協定や自然公園利用に関するマナー等の普及啓発等に県民ボランティアの自然公園指導員が出てくるが、現状は年齢が高い指導員が多い。若い人が求められるとしても（時間的に若いうちにこうした活動に力を入れることは難しいところが多々ある）、今の元気な中高齢者を上手に教育し質を上げ、その知識技術を活用する方策をもっと工夫すべきである。また、これ以外でも、丹沢再生に関わるボランティア活動を提供し、県民の関心を惹いたらよいと考える（関心ある人は意外に多くいる）。ビジターセンターの利用活発化も大切で、そうした関心が山森川を守ることにつながることを意識して運営、情報発信をさらに強めてほしい。	B	パークレンジャーや自然公園指導員の活動、ビジターセンターによる情報発信、マナーガイドの作成等に取り組んでいます。引き続き自然公園利用に関するマナー等の普及啓発に取り組むとともに、自然公園の利用のあり方について検討していきます。
80	31	3-3-2 3(1)①	イ	特定課題 人工林の再生 奥山城の人工林の混交林化…について。奥山城に限らず、手つかずの人工林が非常に多い印象を受けます。単純に伐ればいい問題ではないことも理解しますが、先を見据えて自然林に戻していく努力をしていただきたいです。放置された人工林が自然災害を増幅させている場面も見受けられます。	B	「3-3-2 特定課題Ⅱ人工林の再生 3(1)地域特性に応じた適切な森林整備の推進」の「①公益的機能を重視した混交林等への推進」において、奥山城と山地域の林道から遠い地域の人工林では主に広葉樹との混交林に向けた整備を行うこととしており、今後も引き続き整備を進めていきます。
81	32	3-3-2 3(3)②	イ	特定課題 人工林の再生 林道の改良と作業道の整備…について。これらの整備によって山が傷めつけられている現状はないでしょうか？P35溪流への土壌流入の原因にもなりうると思像します。	B	近年頻発している集中豪雨により、林地において崩壊や土壌流出等が発生していますが、森林作業道についてもこうした状況を踏まえ、土壌流出を引き起こすことのないように、「神奈川県森林作業道作設指針」※に沿った整備を実施及び指導をしており、今後も引き続き不適切な作業道の整備がないよう取り組んでいきます。 ※神奈川県森林作業道作設指針は、本県の森林の自然的条件等を踏まえて、森林作業道の基本的考え方や遵守すべき事項を定めるとともに、自然環境への影響を極力抑制し、土壌の流出など森林の公益的機能を損なう不適切な森林作業道の作設を未然に防止することを目的に定めている。
82	37	3-3-5	イ	特定課題 シカ等野生動物の保護管理について。 頭数管理の必要性は理解しますが、この状況を作り出したのも人間です。森林整備、環境整備が大前提でなければ許されないと思います。シカ管理と森林整備の連携は絶対です。	B	引き続き、シカ管理と森林整備を連携して取り組むことで、シカ個体群が安定的に存続しつつ、森林の公益的機能が発揮できる状況を目指してまいります。